

女性活躍推進法案に対する衆議院修正案[※]の概要

※ 与党及び民主党により提案され、衆議院において全会一致で可決(6/4)。

【目的(第1条関係)】

- ・男女共同参画社会基本法の考え方にとつて、女性活躍を進め、人権が尊重され、少子高齢化や需要の多様化に対応できる社会につなげるという流れを明確化。

【基本原則(第2条第1項関係)】

- ・男女間の格差の存在を明確にするため、「職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情」を踏まえる旨を追記。
- ・非正規から正規雇用への転換の重要性に関する問題意識を明示するため、職業生活に関する機会の例示として「職種及び雇用形態の変更」を追加。
- ・モラハラ（モラルハラスメント）やマタハラ（マタニティハラスメント）への問題意識を明示するため、「性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮」する旨を追記。

【基本原則(第2条第2項関係)】

- ・シングルマザー等が幅広く法案の対象となることをより明確化。
- ・男女共同参画社会基本法の規定に合わせ「社会の支援」を追記。

【事業主行動計画(第8条第3項、第15条第3項関係)】

- ・各事業主に把握を求める項目の例示として、「労働時間の状況」（特定事業主にあつては「勤務時間の状況」）を追記。
- ・各事業主が定める数値目標の例示として、「労働時間」（特定事業主にあつては「勤務時間」）を追記。

【事業主行動計画(第8条第6項関係)】

- ・特定事業主の規定ぶりに合わせ、一般事業主についても、事業主行動計画に基づく取組の実施と目標達成の努力義務を規定。